茅ヶ崎市国民保護計画

平成28年3月

茅ヶ崎市

目 次

第	1	編			総			·																														
	第	1	章					; į																														
				1				務																														
				2				保																														
				3				保																														
	第	2	章		国	民假	呆護	措	置	に	関	す	る	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
								の																														
	第	4	章					的、																														
				1				特征																														
				2	才	生会	会的	特征	徴	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	第	5	章		市	国月	民保	護	計	画	が	対	象	لح	す	る	事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
				1				[撃]																														
				2	B 之	轻急	急対	処	事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
第	2	編						備																														
	第	1	章					制(
	•	第	1					る																														
				1				部)																														
				2				O																														
				3				関																														
				4				権																														
	•	第	2					الح (
				1				J考;																														
				2				連																														
				3				町																														
				4				:共																														
				5				災á																														
		第	3					保																														
				1				け																														
				2	7	美 昆	美的	な	通	信	訓	練	0	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
				3				ற																														
	•	第	4					• }																														
				1]考;																														
				2				0 1																														
				3				報(
				4	存	皮ジ	泛情	報(D.	収	集	•	報	告	に	必	要	な	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9

第 5	i	研修																																
	1	矽	ff修 ∥練	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
	2	割	練	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
第2章	Ē	避難	ŧ.	救	援】	及て	が武	じカ	攻	撃	災	害	^	の	対	処	に	関	す	る	平:	素	か	ら	の	備	え	•	•	•	•	•	3	1
	1	退	主難	に	関一	する	る基	李	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	2	退	主難	実	施星	要包	頁の	ンパ	ミタ	_	・ン	0	作	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	3	求	女援	に	関一	する	る基	李	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
	4	追	区送	事	業ネ	者の	り載	俞送	力	•	輸	送	施	設	0	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	5	退	主難	施	設(の打	旨定	₹^	·0)	協	力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	6	生	三活	関.	連領	等加	包彭	立の	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
第3章	Ē	物資	及	び	資材	幾木	† σ)備	蓄		整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	1	市	引に	お	ける	る債	崩콭	÷ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	2	市	すが	管	理	する	5旅	包設	:及	U.	設	備	0	整	備	及	び	点	検	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
第4章	Ē	国民	保	護	に	関す	ナる	啓	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
	1	=	民	保	護(こ月	目す	ーる	啓	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
	2	茈	じカ	攻	撃	事創	长年	争に	は	(V	て	住	民	が	ح	る	べ	き	行	動	等	に	関	す	る	啓	発	•	•	•	•	•	3	5
第3編	武	力攻	て撃	事	態等	等~	∨ σ.)対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
第 1 章	Ī	初重																																
	1		贝動																															
	2		け力																															
	3		対																															
第2章	Ē	市文																																
	1		対																															
	2		盾信																															
第3章	Ē	関係	系機	関	相2	互の	D追	直携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
	1	王	•	県	のタ	付負	食本	に当	とと	0	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
	2		事																															
	3		衛																															
	4		<u>は</u> の																															
	5		定																															
	6		可の																															
	7		主																															
	8		E民																															
第4章	Ī	警輔	及	び	避難	誰の	り指	示	:等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
第 1		警韒																																
	1		幹報																															
	2		幹報																															
	3	緊	※急	通	報(の位	云适	宦等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6

	第	2		避	難	住	5	35	か	誘	導	4	F	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
			1		避	難	Éσ)‡	旨	示	O,	亿	ξì	幸	•	通	i知]4	宇	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
			2		避	難	鈞	€抗	施	要	領	ĮO.) 🤅	策.	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
			3		避	難	飷	ĖĒ	旲	0)	訝	5草	皇皇	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
			4		泜	ナ	沙	文重	拏	事	態	34	声 (か	類	型	[等	Ē(<u>_</u> _ J.	芯	じ	た	留	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
第	5 🗈	章		救	援	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
			1		救	援	ŧO.) [実,	施	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
			2		関	保	、核	纟	푈	と	O.)道	Įį,	隽	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
			3		救	援	EO.) F	村;	容	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
			4		救	援	EO.) [祭	0)	物	質	F (D :	売	渡	į	星	Į.	請	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
第	6 1	章		安																						•															
			1		安	否	浦	幸	报	0)	収	集	E	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
			2		県	13	文	+-	す	る	幸	设근	<u></u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
			3		安	否	情	軒	報	0)	照	3	÷ (<u>ر</u> ک	対	す	7	E	可 /	答	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
			4		日	本	动	<u></u>	 -:	字	社	-13	_	付`	す	る	協	5 7	h	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	0
第	7 🗓	章		缸	力	攻	專	至ら	炎	害	·^	V.) 5	讨	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
•	第	1		缸	力	攻	專	至ら	炎	害	·^	V.) 5	讨	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
			1		街	ナ	1岁	文重	圣	災	售	<u></u>	\ (D)	対	処	J.)基	長	本	的	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
			2		뜄	ナ	沙	て重	拏.	災	. 1	i O)}	<u> </u> E/	候	0)	通	拿	R	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
•	第	2		応																						•															
			1																							•															
			2																							•															
			3																							•															
			4																							•															
			5																							•															
•	第	3		生																						•															
			1																							•															
			2																							び															
•	第	4		缸																						災															
			1																							•															
			2																							•															
第																										•															
第	9 1	章		保																																					
			1																							•															
			2																							•															
第	10	章	<u></u>	[•															
			1																							•															
			2																							•															
			3		生	活	i麦	ĘĘ.	と	等	O,) 確	至	呆	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	5
第	11	章	<u>5</u>	ļ	诗列	朱	票	章	4	ξO	の:	交	付	- 及	27	浳	管:	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	6

	1	特殊	殊標	章	の :	意	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	6
	2	特殊	殊標	章	等	の?	交付	寸几	及7	JY.	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	6
第4編	復旧																																	
第1章	广応	急(
	1	基	本的	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	8
	2	ラー	イフ	ラ	1	ン	施詞	没く	DJ.	芯 :	急	0	復	旧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	8
第2章	i il	力	섳 擊	災	害	olimins	復Ⅰ	日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	9
	1	国	こお	け	る	所	要(の注	去	制	の :	整	備	等	を	踏	ま	え	た	復	旧	0)	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	7	9
	2	市	が管	理	す	る	施詞	殳]	及(バ	設	備	(T)	復	旧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	9
第3章		民	呆護	措	置	に	要し	しも	<u>ا</u> ر ا	費	用	の	支	弁	等	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	8	О
	1	国		護	措	置	に見	更	して	た!	費	用	0)	支	弁	`	国	^	0	負	担	金	0)	請	求	•	•	•	•	•	•	•	8	0
	2	損	失補	i償.	及	び	損領	害神	甫	賞	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	0
	3	総分	合調	整	及	び	指え	示(こん	系	る	損	失	の	補	て	ん	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	О
第5編	緊急																																	
	1		急対																															
	2	緊急	快急	- 処し:	事	能	には	51	ナ	ろ?	警	報	0	诵	知	及	てバ	伝	達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	1

用語集

第1編総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、 平素の外交努力が重要である。しかしその一方では、外交努力にもかかわらず、国民の安 全を脅かす事態が発生し、又は発生のおそれのある場合に、市は、住民の生命、身体及び 財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次 のとおり市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等 について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ その他、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特に配慮を必要とする者(以下「要配慮者」という。)の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断す

るものであることに留意する。

- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 市は、国民保護措置に従事する者、及び市の要請に応じて国民保護措置に協力する 者に対して安全の確保に十分に配慮する。
- 9 外国人への国民保護措置の適用 市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、国民保護措置の対象で あることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関又は指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務その他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

1 市

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防活動、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の 実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実

施

- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
- 3 指定地方行政機関
 - (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
 - (2) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成
 - (3) 関東財務局(横浜財務事務所)
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
 - (4) 横浜税関

輸入物資の通関手続

(5) 関東信越厚生局

救援等に係る情報の収集及び提供

- (6) 神奈川労働局
 - ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
 - ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局
 - ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (8) 関東森林管理局(東京神奈川森林管理署)

武力攻撃災害復旧用材(国有林材)の供給

- (9) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
- (11) 関東地方整備局(京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所)
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局(神奈川運輸支局)
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局(東京空港事務所)
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (14) 東京航空交通管制部 航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15) 東京管区気象台(横浜地方気象台) 気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第三管区海上保安本部(横須賀海上保安部湘南海上保安署)
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃 災害への対処に関する措置
- (17) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 横浜防衛施設局(横須賀防衛施設事務所、座間防衛施設事務所)

- ア 所管財産 (周辺財産) の使用に関する連絡調整
- イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置 の支援等

- 5 指定公共機関
 - (1) 日本赤十字社
 - ア 医療救護
 - イ 外国人の安否調査
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
 - オ その他の救援
 - (2) (独)国立病院機構

医療助産等救護活動の実施

- (3) 公共的施設管理者(東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (4) 電気事業者(東京電力㈱、電源開発㈱)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (5) ガス事業者(東京ガス㈱)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (6) バス事業者(神奈川中央交通㈱)

避難住民の運送の確保

- (7) 鉄道事業者(日本貨物鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、東日本旅客鉄道㈱)
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (8) 内航海運事業者(井本商運㈱、近海郵船物流㈱)

緊急物資の運送の確保

(9) トラック事業者(佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱)

緊急物資の運送の確保

- (10) 電気通信事業者(東日本電信電話㈱、NTTコミュニケーションズ㈱、KDDI ㈱、ソフトバンクテレコム㈱、㈱NTTドコモ、ソフトバンクモバイル(株))
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
- (11) 放送事業者(日本放送協会、㈱テレビ朝日、㈱テレビ東京、㈱TBSテレビ、㈱フジテレビジョン、日本テレビ放送網㈱、㈱ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、㈱日経ラジオ社、㈱ニッポン放送、㈱文化放送)

警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに 緊急通報の内容の放送

- (12) 日本銀行
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序 の維持
- (13) 日本郵便㈱
 - ア 郵便の送達の確保
 - イ 窓口業務の維持
- 6 指定地方公共機関
 - (1)(公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - (2) 公共的施設管理者(神奈川県道路公社)
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
 - (3) ガス事業者((公社)神奈川県LPガス協会)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
 - (4) バス事業者((一社)神奈川県バス協会)

避難住民の運送の確保

- (5) 鉄道事業者 (江ノ島電鉄㈱) 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
- (6) トラック事業者 ((一社)神奈川県トラック協会) 緊急物資の運送の確保
- (7) 放送事業者(㈱アール・エフ・ラジオ日本、㈱テレビ神奈川、横浜エフエム放送㈱) 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊 急通報の内容の放送

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徵

ア地形

本市は、神奈川県のほぼ中央南部、東経139度24分、北緯35度19分に位置し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、北は寒川町と隣接している。

市域は、海岸線から北部に広がり、南部の海岸と中部の平野は沖積層、北部のなだらかな丘陵地は洪積層の台地になっている。



北部丘陵地に源流を持つ千の川が北東から南西に流れ、寒川町境を流れる小出川と南西部で合流し、さらに相模川と合流して相模湾に注いでいる。

本市の地形は、北部の丘陵地と相模川や小出川周辺の沖積低地、丘陵地から海岸 まで広がる砂丘地帯の3つに大別される。

丘陵地は、高座丘陵と呼ばれ、香川・甘沼・赤羽根以北の小出地区に位置している。比較的緩やかな丘陵面が広がっているが、この台地を小出川や駒寄川等が浸食し、芹沢・行谷・堤・下寺尾等の谷戸をつくり出している。都市開発に伴い、一部の台地は切土され、谷戸は埋め立て等の人工改変により、元の地形が判別し難くな

っている。

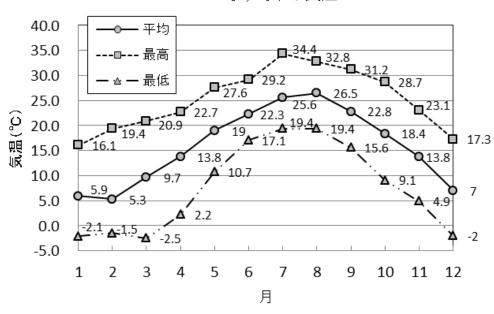
沖積低地は、自然堤防と後背湿地に大別される。自然堤防は、河川の洪水時に土砂が堆積して出来た微高地で、河川に沿って平行に形成されている。都市化が進行する前は、自然堤防上には小さな集落が列状に立地していた。後背湿地は、自然堤防の外側に位置する1~2m程度の低い土地であり、洪水時にあふれた水が川に戻れずに湿地化した部分である。水田・荒地・沼地であったが、現在では多くの後背湿地が埋め立てられ、住宅地や工業地として利用されている。

砂丘地帯は、北部の丘陵地から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、東西 方向に6列の砂丘列が確認されている。幹線道路(国道1号・主要地方道伊勢原藤 沢線(大山街道)・国道134号)は、この砂丘の頂を結ぶように走っている。

イ 気象

本市は、相模湾に面していることから暖流の影響を受け、平均気温でみると、比較的夏涼しく、冬は暖かい穏やかな気候である。

降雨量については、平成26年の年間総雨量は1,484ミリで、6月から10月に集中している。

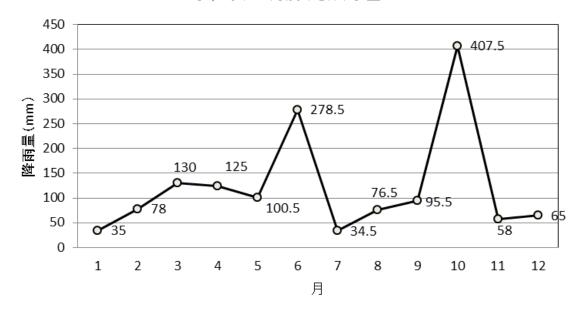


茅ヶ崎市の気温

(注) 天気は、午後3時調べによるものです。

(平成26年、本市消防本部データ)

茅ヶ崎市の月別累計降水量

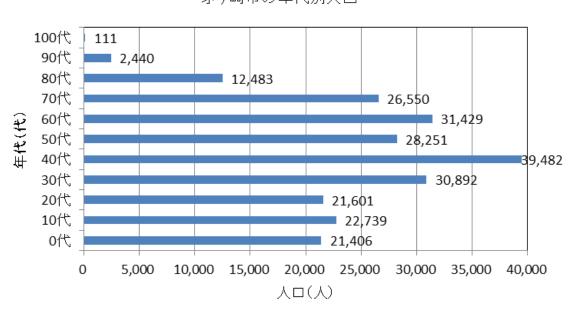


(平成26年、本市消防本部データ)

2 社会的特徴

ア人口

本市の人口は、平成27年1月1日現在、237,986人(男116,181人、女121,805人)、人口密度は6,664.4人/km²である。



茅ヶ崎市の年代別人口

(平成27年1月1日現在)

地区	人口(人)
茅ヶ崎	24, 126
南湖	9, 508
海岸	26, 232
鶴嶺東	32, 891
鶴嶺西	16, 207
湘南	14,733
松林	25, 731
湘北	26, 210
小和田	12,847
松浪	24,687
浜須賀	14, 106
小 出	10,708
合 計	237, 986

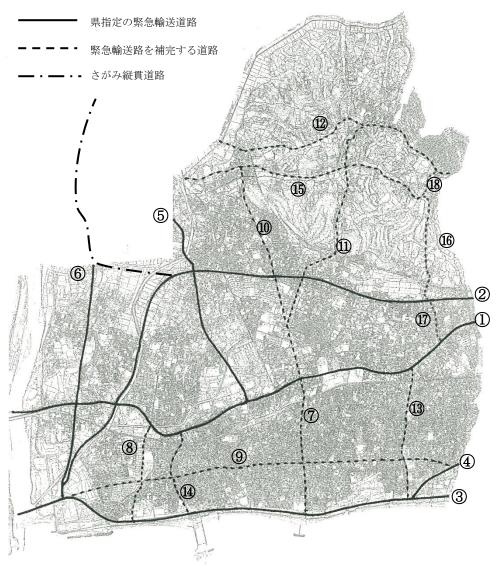
イ 土地利用

市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系がある。市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに展開している。ウ 交通

道路は、南部の海岸を国道134号が、JR東海道線の北側では国道1号が東西に横切っている。また、東部中央より南西部にかけてはしる新湘南国道が、北西部でさがみ縦貫道路と、南西部で国道134号及び国道1号と連結し、ネットワークを形成している。

鉄道は、JR東海道線が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西にJR相模線が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の2つを有している。また、茅ヶ崎駅は1日の平均乗車人数が5万人以上(54,812人、平成26年度)である。

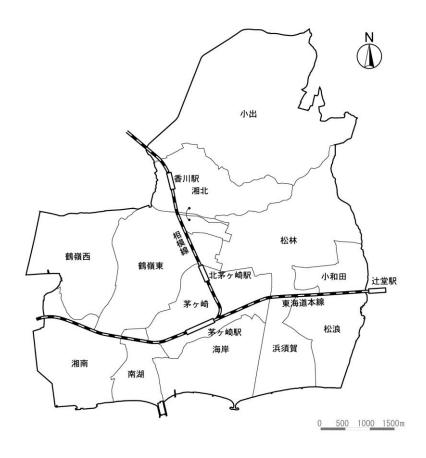
茅ヶ崎市道路概況図



	県 扫	指定の緊	急車	谕 送 道 路	
1	国道1号	市内全線	4	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	市内全線
2	国道1号(新湘南バイパス)	市内全線	(5)	県道45号(丸子中山茅ヶ崎)	市内全線
3	国道134号	市内全線	6	県道46号(相模原茅ヶ崎)	市内全線

		緊急輸送路を	補完	する道路	
7	一中通り	全線	13	学園通り	全線
8	左富士通り	全線	14)	南湖通り	全線
9	鉄砲道	全線	15)	大岡越前通り	全線
10	東海岸寒川線	県道404号交点〜 みずき交差点	16	赤羽根通り	全線
11)	県道404号 (遠藤茅ヶ崎)	市内全線	17)	小和田通り	全線
12	県道47号 (藤沢平塚)	市内全線	18	市道6214号線	堤東原交差点~ 八王子原交差点

茅ヶ崎市鉄道概況図



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻擊事態

(1) 着上陸侵攻

特徴

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機 による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定 される。
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標とな る施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ NBC兵器やダーティボム(放射性物質を散布することにより、放射能汚染を 引き起こすことを意図した爆弾)が使用されることも想定される。
- (3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定がきわめて困難で、短時間での着弾が予想 される。
- ・ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定するのが困難で、弾頭 の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- (4) 航空攻擊

特徴

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン(電気・ガス等の生活生命線)のインフラ (社会基盤)施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 事態例
 - 原子力事業所等の破壊
 - 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

- ・ 危険物積載船への攻撃
- ダムの破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 事態例
 - ・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - ・ 列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
 - ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 事態例
 - ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・ 水源地に対する毒素等の混入
 - イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 事態例
 - ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織 及び体制、職員の配置及び所掌事務の整備を図るとともに、各部局の平素の業務、職員の 参集基準について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

- (1) 総務部
 - ア 情報収集・提供体制の整備に関すること。
 - イボランティアとの連絡調整に関すること。
 - (2) 企画部
 - ア コンピュータ及びネットワーク等による非常通信体制に関すること。
 - イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (3) 財務部(会計課含む)
 - ア 固定電話等の情報通信手段の整備・運営に関すること。
 - イ 物資・資機材(生活関連必需物資)の調達体制の整備に関すること。
 - ウ 避難施設(市役所駐車場)の管理・運営に関すること。
 - エ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (4) 経済部 (農業委員会含む)
 - ア 集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関すること。
 - イ 物資・資機材(生活関連必需物資)の調達体制の整備に関すること。
 - ウ 所管の輸送施設(漁港)の把握に関すること。
 - エ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (5) 市民安全部
 - ア 市国民保護協議会に関すること。
 - イ 市国民保護対策本部に関すること。
 - ウ 避難実施要領の策定に関すること。
 - エ 関係機関(国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携 体制に関すること。
 - オ 情報収集・提供体制(他部に属さないもの)に関すること。

- カ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。
- キ 研修、訓練及び啓発に関すること。
- ク 避難及び救援に関する体制整備に関すること。
- ケ 県が行う避難施設の指定の情報提供に関すること。
- コ 生活関連等施設の把握に関すること。
- サ 生活関連等施設等(他部に属さないもの)の安全確保に関すること。
- シ物資・資機材の備蓄に関すること。
- ス特殊標章等の交付及び管理に関すること。
- セ 安否情報の収集体制の整備に関すること。
- ソ 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。
- タ 非常通信体制の整備に関すること。
- チ 防災行政用無線及び地域防災無線等の情報通信手段の整備・運営に関すること。

(6) 文化生涯学習部

- ア 避難施設(総合体育館、茅ヶ崎公園野球場)の管理・運営に関すること。
- イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。

(7) 保健福祉部

- ア 救援に関する医療関係団体との調整に関すること。
- イ 災害時要援護者支援制度の運用に関すること。
- ウ 医療・医薬品等の供給体制の整備に関すること。
- エ 情報収集・提供体制の整備に関すること。

(8) こども育成部

- ア 安否情報の収集体制の整備に関すること。
- イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。

(9) 環境部

- ア 廃棄物処理に関すること。
- イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (10) 都市部
 - ア 情報収集・提供体制の整備に関すること。

(11) 建設部

- ア 公共施設の保全計画に関すること。
- イ 所管の輸送施設(道路、橋りょう)の把握に関すること。
- ウ 物資・資機材(建築資機材)の調達体制の整備に関すること。
- エ 避難施設(中央公園・茅ヶ崎公園)の管理・運営に関すること。
- オ 情報収集・提供体制の整備に関すること。

(12) 下水道河川部

- ア ライフライン施設(下水道)の機能の確保に関すること。
- イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。

(13) 教育委員会

- ア学校における啓発に関すること。
- イ 避難施設(市立学校)の管理・運営に関すること。

- ウ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (14) 議会事務局
 - ア 市議会との調整に関すること。
 - イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (15) 監査事務局
 - ア 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
 - イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (16) 選挙管理委員会
 - ア 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (17) 消防本部
 - ア 武力攻撃災害への対処に関すること。(救急・救助を含む)
 - イ 住民の避難誘導に関すること。
 - ウ特殊標章等の交付及び管理に関すること。
 - エ 住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。
 - オ 防災行政用無線等の情報通信手段の整備・運用に関すること。
 - カ 情報収集・提供体制の整備に関すること。
- (18) 市立病院
 - ア 物資・資機材(医薬品等)の調達体制の整備に関すること。
 - イ 物資・資機材(医薬品等)の備蓄に関すること。
 - ウ 医療・医薬品等の供給体制の整備に関すること。

2 市職員の参集及び配備基準

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応 に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処する必要な職員を速やかに参集できる連 絡体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合においては、平日の夜間及び休日の昼夜間においても、事態の推移に応じて迅速な対応が必要となるため、消防本部との連携を図り、市長及び防災対策課長に速やかに連絡し、市の組織をあげて対応できる体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の配備基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずる必要があるため、配備体制を整備するとともに、職員の配備基準を次のとおり定める。

区	分	体制	配備基準	配備内容
写愈認反自	하는 것이 있다.	非常配備体制	事態認定につながる可能 性があると考えられる事 案が発生するおそれがあ るとの通報又は通知を受 け、情報収集等の初動対 応を行う必要があるとき	防災対策課は、情報収集活動を行い、別に定める各部局の連絡責任者は、市役所本庁舎に参集し、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制とする。
		危機管理連絡調整会議 体制	国民保護対策本部設置に 準じた全部局による対応 を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動 員し、必要な対策を実施す る体制とする。
事態認定	本部未設置	非常配備体制	情報収集等の初動対応を 行う必要があるとき	防災対策課は、情報収集活動を行い、別に定める各部局の連絡責任者は、市役所本庁舎に参集し、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制とする。
総定後		危機管理連絡調整会議 体制	国民保護対策本部設置に 準じた全部局による対応 を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動 員し、国民保護措置を実施 する体制とする。
	本部設置	国民保護対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として職員全員を動 員し、国民保護措置を実施 する体制とする。

(4) 部局長等の連絡手段の確保

市の部局長、各課かい長及び防災対策課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、緊急参集時の連絡手段を確保する。

(5) 参集職員の所掌事務

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(6) 市対策本部の機能確保

市は、市対策本部となる市役所本庁舎について、国民保護措置を実施する上で必要な機能を確保する。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制 消防本部は、参集基準を別に定め、初動体制を整備する。

その際、消防本部は、市と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。 なお、市は、消防本部における参集基準を参考に、団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する等、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとの担当部課を別に定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目】

項目	業 務 内 容
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)
損害補償	国民への協力要請によるもの(法第70条第1・3項、80条
(法第160条)	第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関するこ	こと。(法第6条、175条)
訴訟に関すること。	(法第6条、175条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、茅ヶ崎市行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

また、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、次のとおり、連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置の個別の課題に関する関係機関による意見交換の場を設ける等により、関係機関相互の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等)について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、避難を行う場合の経路及び運送手段、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の実施する国民保護措置と市が実施する国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けるとともに、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関、指定地方公共機関等及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携 市は、市の区域内にある指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図 る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、 救急告示病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓 練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 市は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている 協定の見直しを行う等により、必要な連携体制の整備を図る。

イ 市は、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置 への協力、資機材や食料等の備蓄等を企業に要請する。

ウ 市は、市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、県と協力し、連携体制の確保に努める。

【防災関係機関との協定一覧】

協定名称	協 定 の 内 容	協定先
飲料水の調達に関する協定	飲料水の供給	3
応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活必需物資の供給	4
応急必需物資の調達に関する協定	生活必需物資の供給	8
応急必需食料の調達に関する協定	パン、餅、和菓子・洋菓子の供給	2
自動車輸送の協力に関する協定	自動車輸送の車両及び人員の供給	3
燃料の調達に関する協定	各種燃料類の供給	4
応援職員の協力等に関する協定	仮設住宅の建設、緊急道路の確保等	1
医薬品等の調達に関する協定	医薬品等の供給	5
消火器等のあっせんに関する協定	消火器等の斡旋協力	1
応急用ダンボール生産に関する協定	救助用ダンボールの供給	1
輸送船舶調達に関する協定	救援物資等の輸送船舶の供給	1
緊急放送の協力に関する協定	緊急放送時の協力	3
被災建物の解体撤去等に関する協定	建物等の解体撤去	1
救援情報紙の発行と配付に関する協定	救援情報紙の発行	1

霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	霊きゅう自動車、葬祭用品の供給	1
避難施設等の施設使用に関する協定	避難施設として施設使用の協力	2 2
応急対策活動用資材等の確保に関する協定	資機材等のレンタルの協力	1
災害時相互応援に関する協定等	応急対策・復旧対策の応援等	9(県・市町関係協定)

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、県と連携し、自主防災組織及び自治会のリーダーに対する研修を通じて組織の活性化を推進し、その充実を図る。また、自主防災組織、消防団が行う、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努めるとともに、国民保護措置についての訓練の実施の促進を図る。

(2) ボランティア活動に対する支援

市は、防災のための連携体制を活用し、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備するよう努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 市における通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政通信網、MCA無線、衛星系等の非常通信体制を整備するとともに、関係機関との情報受伝達手段の確保を図る。

また、市は、武力攻撃災害発生時においても情報収集、提供を確実に行うため、複数の情報伝達手段(地上有線系、防災行政用無線(同報系)、地域防災無線(固定系・移動系)、衛星電話、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク))の整備を図る。また、関連機器装置の障害に備えて、非常用電源設備等を確保し、情報収集体制の整備を併せて図る。

2 実践的な通信訓練の実施

市は、武力攻撃災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源が絶たれた場合を想定する等、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常時の通信体制の確保

- (1) 市は、非常時の通信体制を確保するため、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- (2) 市は、無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及 び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等 の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を 収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に 実施するための体制を整備する。

また、市は、要配慮者等の伝達に際し援護を要する者及び通常手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティに留意しながらデータベース(コンピュータでの情報集積)化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法 等についてあらかじめ定める。この場合において、要配慮者に対する伝達に配慮し、 民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築する。

また、市は、警報を通知すべき関係機関について、その連絡先、連絡方法等をあらかじめ定める。

(2) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速 に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて湘南海上保 安署との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」 平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等 の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が警報の伝達を行う学校、 病院、駅、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者の連絡先等を

(5) 民間事業者からの協力の確保

把握し、随時、情報の更新を行う。

市は、県と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、協力体制を推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集等のための体制整備 市は、安否情報の収集、整理、報告及び提供を可能とするための体制をあらかじ め整備する。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、学校、病院、事業所等安否情報を保有し、収集の協力を要請する可能性のある関係機関をあらかじめ把握する等、必要な準備をする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 被災情報収集のための体制整備

市は、被災情報を収集又は整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備を図る。

(2) 被災情報報告のための準備

市は、収集した被災情報を「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)により速やかに報告することができるよう、必要な準備を行う。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修及び 訓練を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得と対処能力の向上に努める必要があ る。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定め る。

1 研修

市は、職員に対して、多様な方法により研修を行うとともに、県と連携し、消防団員、自主防災組織及び自治会のリーダーに対して国民保護措置についての研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、国、県、近隣市町等関係機関との共同等により、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、県警察、海上保安署、 自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練や状況付与に基づき、参加者に意思決定を行わせる図上訓練等を実施する。

- ア 職員参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示の情報伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練等
- (3) 訓練に当たっての留意事項
 - ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国 民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
 - イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - ウ 市は、自主防災組織、自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び かけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参 加が容易となるよう配慮する。
 - エ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
 - オ 市は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。
 - カ 市は、図上訓練の実施により、市国民保護計画の検証を行う。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集等

市は、避難住民の誘導が迅速かつ適切に行えるよう、都市計画図等の住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、資料編に掲げるもののほか、必要な基礎的資料を準備する。

(2) 近隣市町との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備え、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について、あらかじめ調整を図り、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等で、自ら避難することが困難な者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難については、避難行動要支援者の避難対策を講ずる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル(要領)を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 この場合において、避難行動要支援者の避難方法について配慮するものとする。

また、市は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めるものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や県の行う救援を補助する場合は、救援活動を円滑に行えるよう、必要な備えをする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携し、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関 する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供する等県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と 共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、また、自らが保有する情報に基づき、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

国民保護法施行令		施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物

2号	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)
3号	火薬類
4号	高圧ガス
5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)
6号	核原料物質
7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)
8号	毒薬及び劇薬(薬事法)
9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
10 号	生物剤、毒素
11 号	毒性物質

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、従来の防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等により、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市が管理する施設及び設備等について、既存のデータ等を活用しつつ、復旧のために必要となる資料を整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を 身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関す る啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必 要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用する等実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、住民への啓発を 行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害 対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、 ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を 発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知 を図る。

また、市は、武力攻撃事態等において、住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いことから、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であることから、市の初動体制について定める。

1 初動体制の整備及び初動措置

- (1) 「危機管理連絡調整会議」の設置等
 - ア 市長は、現場又は近隣市町からの情報により、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「危機管理連絡調整会議」を設置し、必要な初動体制を整備する。
 - イ 市長は、「危機管理連絡調整会議」を設置した場合は、県に報告をするととも に、本市に関係する指定公共機関、指定地方公共機関の関係機関に速やかに連絡 する。
 - ウ 「危機管理連絡調整会議」の本部長は、県警察、消防機関、第三管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。
- (2) 「危機管理連絡調整会議」による初動措置

「危機管理連絡調整会議」は、各種の連絡調整に当たるとともに、収集した情報を分析し、対処方針を決定する。また、決定した対処方針に基づき、応急措置を実施し、被害の最小化を図る。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に対して「市対策本部を設置すべき市の指定」がなかった場合において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合、県から多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生により、神奈川県危機管理対策本部を設置した旨の連絡や、県対策本部長から当該事案に係る情報提供があった場合において、本市における影響等を勘案し、必要と認める場合は「危機管理連絡調整会議」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

3 市対策本部への移行へ要する調整

- (1) 市は、政府による事態認定が行われた場合において、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合は、退避の指示、警戒区域の設定等必要な国民保護措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、県を通じて内閣総理大臣に対し、「市対策本部を設置すべき市の指定」を行うよう要請を行う。
- (2) 市は、政府において事態認定が行われ、本市に対し、「市対策本部を設置すべき 市の指定」の通知があった場合は、直ちに「市対策本部」を設置して新たな体制に 移行するとともに、「危機管理連絡調整会議」は廃止する。
- (3) 市は、「危機管理連絡調整会議」から「市対策本部」に移行した場合において、 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられているときは、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置 を講ずる等必要な調整を行う。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部を迅速に設置するための手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

- (1) 市対策本部の設置の手続
 - ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置し、市対策本部長となる。

なお、「危機管理連絡調整会議」を設置していた場合は、直ちに「危機管理連絡調整会議」を廃止し、市対策本部に切り替える。

ウ 市対策本部員等の参集

市対策本部長は、市対策本部を設置したときは、直ちに市対策本部員に連絡するとともに、あらかじめ定めた配備計画に基づき職員を配備する。

エ 市対策本部の開設

市は、市役所本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより確認をする。

オ 市対策本部設置の連絡

市長は、市対策本部を設置したときは、直ちに、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

カ 本部の代替機能の確保

全市的な避難が必要で、市の区域に市対策本部を設置することができない場合には、市長は、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、 市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、知 事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要 請する。

- (3) 市対策本部の組織及び業務
 - 市対策本部の組織及び業務については、市対策本部長が別に定める。
- (4) 市対策本部における広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱を防ぐため、市対策本部内に広報担当を設置し、住民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供す

る。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、一元 的に対応する「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、インターネット、記者会見、問い合わせ窓口の 開設等の広報手段を活用して、住民等に迅速に情報提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機 を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合等広報する情報の重要性等に 応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 茅ヶ崎市現地対策本部の設置

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、茅ヶ崎市現地対策本部(以下「市現地対策本部」という。)を設置する。

なお、市現地対策本部員は、市対策本部員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、被災現地に到着した県、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、医療機関等の関係機関との情報共有や活動調整を円滑に行うため必要と認めるときは、現地調整所を設置する。

なお、関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に 掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する市の区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

イ 県対策本部長に対する総合調整実施の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに関係指定公共機関及び指定 地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を実施するよう 要請することができる。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関又は指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たり、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して「市対策本部を設置すべき市の指定」の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

市は、武力攻撃事態等において、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、神奈川県防災行政通信網、防災行政用無線(同報系)、地域防災無線(防災用MCA無線)、衛星電話、災害時優先電話、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、地上有線系の情報通信手段を確保するために、これらの情報通信手段の機能確認を行う。

また、情報通信手段に支障が生じた場合は、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うとともに、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(2) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等において、通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、市が運用する無線局等の通信統制を行う等通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(3) 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、(1)で挙げた情報通信手段を利用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、地区防災拠点等国民保護措置の実施が必要な施設との情報通信手段を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣する等、当該本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

2 知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等、当該要請の趣旨を明らかにする。

- (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な要請を行うよう求める。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関への措置要請 市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務 に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。
- (2) 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊神奈川地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である自衛隊員等を通じ、防衛大臣に連絡する。

なお、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活

動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施することに留意する。

(3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等との連携、応援、事務の委託

(1) 他の市町村との連携

市は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に市の区域を越える住民の避難を行う場合、近隣市町と緊密な連携を図る。

- (2) 他の市町村間の応援
 - ア 市長は、必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合 には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基 づき行う。
- (3) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (4) 事務の一部の委託
 - ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する ときは、以下の事項を定めて委託を行う。
 - (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - (ウ) 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項
 - イ 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行ったときは、上記事項を公示 するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更、若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国 民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣につい て、あっせんを求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市は、他の市町村から応援の求めを受けた場合は、求められた応援を実施する ことができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正 当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。この場合において、応援を求め られた市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援 を行う際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。
 - イ 市長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、所定の 事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、 労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められ た応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合 する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資機材の提供等により、必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に 確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動 の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される災害ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、住民、企業等からの救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等に係る必要な体制の整備を図る。

8 住民への協力要請

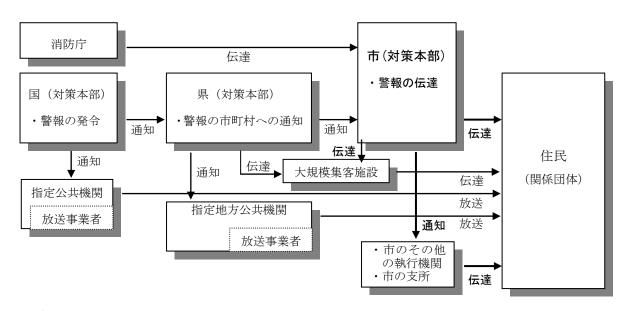
市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知方法等に必要な事項について定める。



1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達

市長は、国の対策本部長が発令した警報の内容について、知事から通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体(消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、商工会議所、病院、学校等)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市長は、本市の他の執行機関、その他の関係機関(教育委員会、市立病院、保 育園等)に対し、警報の内容を通知する。

イ 市長は、警報が発令された旨及び警報内容の報道発表については速やかに行う とともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の伝達方法等

(1) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則と して次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、市長が特に必要と認める場合を除いて、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。

(2) 各世帯への警報の伝達

市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用するとともに、 消防団は、自主防災組織、自治会等との連携を図る。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

市長は、警報の内容の伝達においては、要配慮者に対し、迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるよう配慮する。

(4) 警報の解除

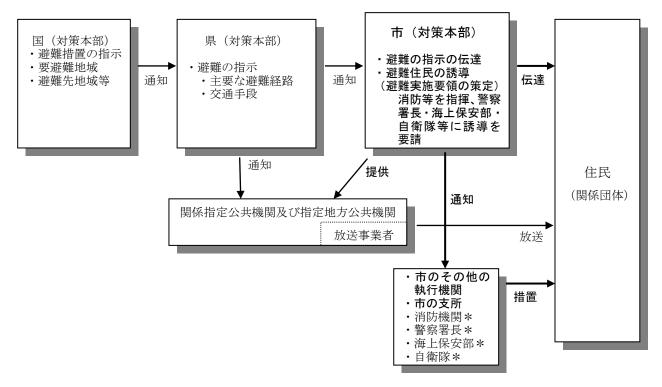
市長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で住民及び 関係団体に伝達する。この場合において、原則として、サイレンは使用しないこと とする。

3 緊急通報の伝達等

市長は、知事が、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に 発令する緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達等に準じて、住民及び関係機関 に緊急通報の内容の伝達等を行う。

第2 避難住民の誘導等

市は、県から避難の指示があった場合には、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うことから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。



*:避難実施要領の内容連絡の場合に適用

1 避難の指示の伝達・通知等

- (1) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達等の方法に準じて、住民への伝達及び関係機関への通知を行う。
- (2) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、住民に対し避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にし、県、県警察、消防機関、海上保安署及び自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、避難実施要領を策定する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、 直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

市長は、避難実施要領に次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載する。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時避難場所及び集合方法
- 工 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
- ク 要配慮者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等
- (3) 避難実施要領の策定に際しての留意事項 避難実施要領は、以下の点に留意して策定する。
 - ア 避難の指示の内容の確認
 - イ 事態の状況の把握
 - ウ 避難住民の概数把握
 - エ 誘導の手段の把握
 - オ 輸送手段の確保の調整
 - カ 要配慮者の避難方法の決定
 - キ 避難経路や交通規制の調整
 - ク 職員の配置
 - ケ 関係機関との調整
 - コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整
- (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達するとともに、他の執行機関、知事、警察署長、海上保安署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導等

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領に基づき、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行う。避難住民の誘導は、自主防災組織、自治会、学校、事業所等を単位として行うが、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難経路の要所に職員及び車両を配置して、各種の連絡調整に当たらせ、誘導の円滑化を図るとともに、職員には、腕章、旗、特殊標章等を携行さ

せる。

なお、夜間における誘導に当たっては、夜間照明を配置する等により、住民の不 安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の広報設備等を活用して効果的な誘導を実施する。

また、自力歩行困難な避難行動要支援者の運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携して行うとともに、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。その際、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関等では十分な対応が 困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長又は国民保護措置の実施を命 ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警 察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けたときは、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。 また、既に他の機関により現地調整所が設置されている場合は、直ちに職員を派遣し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時 適切に提供するとともに、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応につい ての情報を提供する。

(6) 要配慮者への配慮

市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を

的確に行う。

(7) 帰宅困難者等への対応

市は、帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、県と協力して避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

(8) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況に関する情報等を提供し、避難の指示に従うよう説得に努めるとともに、避難に伴う 混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応する等、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力 して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合する等広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく 運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、知事を通じて国 の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通 知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となることから、国全体としての調整等が必要となる。

このため、市長は、事態発生時における国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえた知事の避難の指示により、対応を行う。

- (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
 - ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並 行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警 察、海上保安部等及び自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、避難実施要領を 策定する。
 - イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難については、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域では、市長は、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に避難住民を誘導する。
- (3) 弾道ミサイル攻撃の場合
 - ア 弾道ミサイル攻撃については、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、本市への着弾の可能性が考えられることから、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、近傍の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。
 - イ 攻撃内容及び被害内容が判明し、知事を通じて国の対策本部長から新たな避難 措置の指示があったときは、その内容に従い、他の安全な地域への避難住民の誘 導を行う。
- (4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、市長は、弾道ミサイル攻撃の場合 と同様の対応をとるものとする。

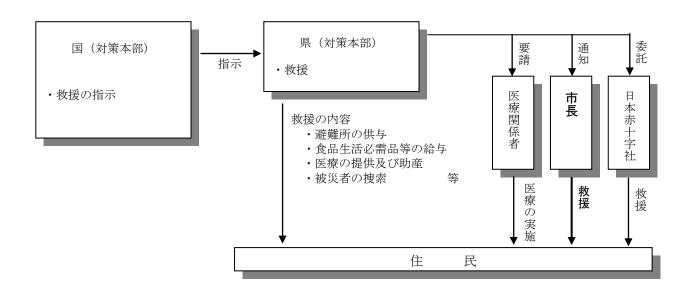
(5) NBC攻撃の場合

NBC攻撃については、市長は、知事からの攻撃の特性に応じた避難の指示に基づき、避難住民の誘導を行う。この場合において、避難誘導する者に安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行う等について留意する。

- (6) 武力攻撃原子力災害の場合
 - ア 市長は、知事から出される専門的な分析を踏まえた避難の指示に基づき、事態 の状況を踏まえ、避難住民の誘導を行う。
 - イ 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、避難の指示がなされる前であっても、必要な応急措置を講ずるものとする。

第5章 救援

市は、武力攻撃事態等において、避難住民及び武力攻撃災害による被災者に対して救援を行うことから、関係機関との連携、救援の内容等、必要な事項を定める。



1 救援の実施

(1) 救援の実施に関する事務の一部を市長が行う場合

市長は、知事が救援を迅速に行うため必要があると認め、知事の権限に属する救援の事務の一部を市長が行うこととし、知事から実施すべき事務の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる救援のうちで実施することとされた措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常 生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記に掲げる救援のうちで実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求める等により平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(2) 県への要請等

市長は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、必要があると認めるときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう要請する。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

(3) 他の市町村との連携

市長は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、必要があると認めるときは、知事に対して他の市町村との調整を行うよう要請する。

(4) 日本赤十字社との連携

市長は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援を実施する。

(5) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

市長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととされた場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき、次に掲げる救援の措置を行う。また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

なお、市は、要配慮者の救援の実施に際し、適切に救援を実施できるよう十分に配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(1) 避難所の供与

ア 避難所の開設場所

市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民等に周知する。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、県職員及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。避難所の運営に当たっては、避難所運営マニュアルに準じて行う。

- (イ) 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。
- (ウ) 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、 日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。
- (2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理
 - ア 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理

市は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。

イ 応急仮設住宅等への入居者募集

市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要配慮者の入居に十分配慮する。

ウ 市営住宅への一時入居

市は、避難住民等の一時入居のため、その管理する市営住宅の空家住宅を積極的に活用するよう努める。

- (3) 食品の給与及び飲料水の供給
 - ア 飲料水の供給活動
 - (ア) 市は、水道営業所等の協力のもと、給水車、給水タンク等により、避難住民 等に給水を行う。
 - (イ) 市は、自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽、耐震性プール等を利用し、周辺住民に給水を行う。
 - (ウ) 飲料水が不足する場合には、県等に供給を要請する。
 - イ 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

- ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動
 - (ア) 市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。
 - (4) 市は、県より配分を受けた主要食品等を避難住民等へ配分する。
 - (ウ) 市は、備蓄食料及び広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。
- (4) 生活必需品の給与又は貸与
 - ア市は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。
 - イ 市は、県より配分を受けた生活必需品を避難住民等へ配分する。
 - ウ 市は、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住 民等に対し供給する。
 - エ 生活必需品の範囲は以下の通りである。
 - (ア) 寝具
 - (4) 衣料品
 - (ウ) 炊事器具
 - (工) 食器
 - (オ) 日用雑貨

- (カ) 光熱材料
- (キ) 燃料
- (ク) その他生活に必要な物資

(5) 救護活動等

ア 医療救護活動の実施

- (ア) 市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、医療救護体制を確保するとともに、広域的な医療救護活動体制を確保する。
- (イ) 市は、市対策本部内に医療救護本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元 化を図るとともに、茅ヶ崎市立病院は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、医 療救護活動を行う。
- (ウ) 消防機関は、救急患者の搬送に際し、消防緊急通信指令システムによる情報 連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。
- (エ) 市は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること)及び救急措置等を行うために救護班を確保する。

イ 救護所の設置

市は、救護所を設置し、救護活動を行う。

(6) 被災者の捜索及び救出

市は、県警察及び消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃 により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは 身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施す る。

(7) 埋葬又は火葬

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、埋葬、火葬等の手配を行うとともに、所轄警察署、歯科医師会、自治会等の協力を得て、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施するものとする。

(8) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(9) 学用品の給与

災害により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある児童生徒等に対しては、市教育委員会が学用品を調達し、配給する。

また、県立、私立学校の被災により応援の要請があった場合、市は、できる限り 教材、学用品を供与し、県立、私立学校の授業確保に努める。

(10) 死体の捜索及び遺体の処理

ア 死体の捜索

市は、所轄警察署及び消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらず死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察

署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の処理

- (ア) 市は、武力攻撃災害時には遺体収容・安置施設を直ちに開設する。また、捜索により収容された遺体をその遺体収容・安置施設へ搬送する。
- (イ) 市は、所轄警察署及び自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元 引受人の発見に努める。
- (ウ) 市は、所轄警察署の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者へ引渡す作業に当たり所轄警察署と協力するとともに、身元が確認できない遺体を所轄警察署から引渡しを受ける。

また、市は、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を 行う。

- (エ) 市は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」(明治32年法律第93号)により処理するものとする。
- (11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に 著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、 市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次の要請等を行う ことができる。なお、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必 要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

- (ア) 市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- (4) 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。
- (ウ) 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方 行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため 必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資(以下 「土地等」という。)を使用することができる。この場合において、所有者等が 正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要が あるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ 医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めると きは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要 な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、 医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、 医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用 令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の 所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

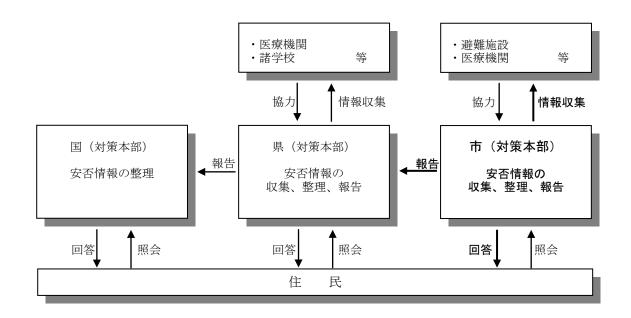
市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを 指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必 要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配 慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。



1 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報の ほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため に保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、 必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づく ものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)に規定する安否情報報告書に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答等

- (1) 安否情報の照会の受付
 - ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、電子メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
 - イ 市は、住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する安否情報照会書に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。
 - ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許 証等)を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を 行う。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとき は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否 情報項目を安否情報回答書により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相 手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 市は、安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意 すべきことを職員に周知徹底する等、データの管理を徹底する。
- イ 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるもの とし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に 留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

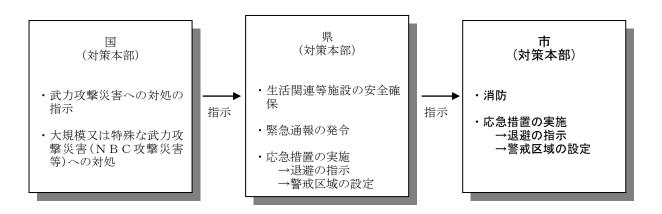
市は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっては、個人情報の保護に配慮する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行うことが必要であることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。



1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のため必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防本部は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の 大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者や関係機関から通報を 受けたときは、速やかに、市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの 判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であることから、それぞれ の措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。この場合において、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

なお、関係機関により既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急 に派遣するものとする。

- イ 市長は、退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に 留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときには、屋内への退避 を指示する。
 - (ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が防護手段もなく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
 - (4) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政用無線、広報車等により速やか に住民及び関係機関に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡す る。

また、退避の指示の内容等について、速やかに知事に通知を行う。

なお、退避の指示を解除した場合も同様の伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知 を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を 図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況 等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- イ 市長は、市職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において 活動する際には、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞く等に より安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手でき るよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず 特殊標章等を交付し、着用させる。

2 事前措置

- (1) 市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。
- (2) 市長は、必要があるときは、警察署長及び海上保安署長等に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報、被災情報、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係 機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に 必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 警戒区域の範囲決定

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、必要により設置される現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊等関係機関の助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ 警戒区域の設定

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防 災行政用無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に 対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対しては、当該区域 への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域設定に伴う措置

- (ア) 市長は、警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- (イ) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った 旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報

の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合については、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使 用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの(以下「工作物等」という。)の除去その他必要な措置
- (2) 市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。
- (3) 市長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について、権限を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力 攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ 安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮し、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力 攻撃災害への対処を行う。また、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消 防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、消防相互応援協定等による応援のみでは対処できないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急

活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊等の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等により消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合は、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行う等、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う消防職員及び消防団員に対し、 二次被害が生じることがないよう、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市 対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した 活動体制を確立する等により、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市長は、必要により現地調整所を設け、現地に派遣した職員に関係機関と情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させる等安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市長は、本市が被災地でない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する消防職員及び消防団員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行う等消防団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員等に対し、必ず 特殊標章等を交付し、着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の 安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報について、県警察、海 上保安部等関係機関と協力して収集を行う。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助 言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。 また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、必要に応じ、県警察、海上保安部長等その他の関係機関に対し、支援を求める。

また、市は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要がある と認めるときは、消防法第2条第7項に挙げられる危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止及び制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

なお、避難住民の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を 求めるほか、(1)に掲げる措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質 等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、茅ヶ崎市地域防災計画 (以下「地域防災計画」という。)に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、 NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。こ のため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等に当たり必要な事項 について、次のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

本市には、「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号)に規定する原子力事業者は存在しないが、市内及び近隣市町を核燃料物質運送車両が通過した場合、核燃料物質運送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出、又は放出されるおそれのある事態が発生した場合は、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当する。そのため、地域防災計画(特殊災害対策計画「第8章 放射性物質災害対策」)に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避 の指示、又は警戒区域の設定を行う。

消防本部は、措置に当たる職員の安全を図るための措置を十分に講じた上で、可能な限り救助・救急活動、検知等を行うものとする。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、その基本的な方針及び活動内容について、県を通じて必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

また、必要により現地調整所を設置し、または関係機関により既に現地調整所が設置されている場合は、職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、県対策本部に対して、直ちに汚染の範囲特定に資する被災情報を報告する。

また、市は、消防職員等の安全を図るための措置を十分に講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、必要な措置を講ずるよう努める。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、活動にあたる職員等の安全を図るための措置を十分に講じた上で、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、活動にあたる職員等の安全を図るための措置を十分に講じた上で、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の 実施に当たり、県警察等関係機関と調整し、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		・封鎖
6号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

- ア 市長は、上記表中の第1号から第4号に掲げる権限を行使するときは、当該物件等の占有者、管理者等に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を通知する。
 - (ア) 当該措置を講ずる旨
 - (イ) 当該措置を講ずる理由
 - (ウ) 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体

(上記表中第1号から第4号に掲げる権限を行使する場合)

(エ) 当該措置の対象となる建物又は場所

(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合)

- (オ) 当該措置を講ずる時期
- (カ) 当該措置の内容
- イ 市長は、上記表中の第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、アに掲 げる事項を適当な場所に掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その 職員が現場で指示を行う。
- (6) 職員等の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や 県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講 ずる職員等の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 市は、電話、地域防災無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時 及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等 の被災情報について収集する。
- 2 市は、被災情報の収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等関係機関との 連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要 に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- 3 市は、県及び消防庁に対し、「火災・災害等即報要領」に基づき、FAX、電子メール等により直ちに収集した被災情報の第一報を報告する。
- 4 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、FAX、電子メール等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに、「火災・災害等即報要領」に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図るとともに、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、保健医療関係者による健康相談、指導等の保健衛生対策を講ずる。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、水道水の供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年環境 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考とし、廃棄物処理体制を整備す る。

イ 市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足す

る、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応 援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

- ア 市長は、環境大臣が指定する特例地域に指定されたときは、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- イ 市長は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する等、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、避難住民等の生活安定を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県及び関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための適切な措置を講ずる。

ア 応急教育の実施

市教育委員会は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

ウ 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断すること を避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (ア) 被害簡所及び危険簡所の応急修理
- (イ) 公立学校の相互利用
- (ウ) 仮校舎の設置
- (エ) 公共施設の利用

エ 教員の確保

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、被災により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、臨時参集や退職教員の活用等により教員を把握、確保を図る。

オ 学用品の確保のための調査

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その結

果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会に対し、教科書等の学用品を供与するために必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

道路及び漁港施設の管理者である市は、その管理する道路及び漁港施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)(以下「第一追加議定書」という。)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等の交付及び管理

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用 される場所等

(特殊標章)



(身分証明書)

(カルロ	πω1 <u>=</u> /					
表面	裏面					
身分証明書 IDENTITY CARD	身長/Height その他の特徴又は情報	眼の色/Eyes Other distin		頭髪の色/F arks or in		ation :
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel	血液型/Blood type					
氏名/Name						
生年月日/Date of birth						
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュ ネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛 争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護され る。	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER					
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International			<u> </u>			
Armed Conflicts(Protocol I)in his capacity as	印章/Stamp	•	所持者の署	名/Signature	e of	holde
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card						
許可権者の署名/Signature of issuing authority						
有効期間の満了日/Date of expiry						

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア市長

- (ア) 市の職員(消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、 一時的な修繕や補修等応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関し て必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、 県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を 求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、 復旧を行うこととし、その復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

市は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従い、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等の手続等について、必要な事項を次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力を した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害 補償を行う。

- ア 避難住民の誘導への協力
- イ 救援への協力
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- エ 保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の 事態が想定されるため、市は、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の 実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として 武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ 範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されるこ とを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達 の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知 及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味は次のとおり。

	用語	定義等
ア 行	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安 否に関する情報
	安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省 令(平成17年総務省令第44号)
	NBC攻撃	Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の兵器 を用いた攻撃
	応急公用負担	行政機関が武力攻撃への対処に関する措置を講ずるため緊急の 必要があると認めるときに、第三者に対し正当な補償の下に物 的な負担を求めること
カ 行	海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長
	火災・災害等即報要 領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知
	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの
	基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日、閣議決定)
		国民の保護のための措置に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
	救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 による救援の程度及び方法の基準(平成 16 年厚生労働省告示第 343 号)
	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの

	用語	定義等
力行	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。) 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関
		する対処方針
	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報
		武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
	国の対策本部	武力攻擊事態等対策本部
		対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対 処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、 臨時に内閣に設置するもの
	国の対策本部長	武力攻擊事態等対策本部長 (内閣総理大臣)
	警戒区域	市長が、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険 を防止するため特に必要があると認めるときに設定する関係者 以外の立入りの制限若しくは禁止又は退去命令を行うことがで きる区域
	警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
	警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急 の必要があると認めるときに、国の対策本部長が基本指針及び 対処基本方針の定めるところにより発令するもの
	県国民保護計画	国民保護法第 34 条に基づき神奈川県が作成する県の国民の保 護に関する計画
	県対策本部	神奈川県国民保護対策本部
		内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受け たときに、知事が設置するもの

	用語	定義等
力行	県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長(神奈川県知事)
1,3	国際人道法	第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条 約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等 の総称
	国民保護措置	国民の保護のための措置
		対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行 政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共 機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律第 22 条第1号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあって は、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基 づいて実施するものを含む。)
		【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等 への対処に関する基本的な方針
	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号)
	国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 施行令 (平成 16 年政令第 275 号)
サ 行	市緊急対処事態対策本部	茅ヶ崎市緊急対処事態対策本部
.11	水平即	内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を 受けたときに、市長が設置するもの
	市国民保護協議会	市長の諮問に応じて市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、また、これらの重要事項に関し、市長に意見を述べるために国民保護法第39条に基づき設置された附属機関
	市国民保護計画	国民保護法第 35 条に基づき茅ヶ崎市が作成する市の国民の保 護に関する計画
	 市対策本部	茅ヶ崎市国民保護対策本部
		内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受け たときに、市長が設置するもの
	市対策本部長	茅ヶ崎市国民保護対策本部長(茅ヶ崎市長)

	用語	定義等
サ 行	指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民 の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関
		内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、 消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部 科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、 経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国 土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制 委員会及び防衛省
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他 の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を 管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の 意見を聴いて県知事が指定するもの
	消防機関	茅ヶ崎市消防本部、茅ヶ崎市消防署及び茅ヶ崎市消防団
	生活関連等施設	① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの(発電所、駅、空港等)② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所)として、国民保護法施行令第27条に規定する施設
	相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するため に、あらかじめ自治体間で締結した協定
タ 行	ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
	第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) (平成 16 年条約第12 号)
	地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地震災害対策、風水害 等災害対策、特殊災害対策等について定めた計画
	特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保 管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

	用語	定義等
ハ 行	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人
	避難実施要領	避難の指示があったときに、市長がその国民保護計画で定めるところにより避難の方法に関する事項、避難住民の誘導に関する事項等について定めたもの
	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、 爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
	武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が 切迫していると認められるに至った事態
		【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる に至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍 事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることな どからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫 していることが客観的に認められる場合をいうもの
	武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
		【武力攻撃予測事態】(政府見解) 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が 予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻 撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力 攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいう もの
	武力攻撃事態対処法	法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行された武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている
	防災行政用無線	屋外拡声器により、市から住民に対して災害情報等の伝達、広 報及び指示を行うことを目的とした同報系無線通信網

	要配慮者	高齢者、	障害者、	乳幼児その他災害時に特に配慮を必要とする
行		人		

茅ヶ崎市国民保護計画

平成28年(2016年)3月発行 500部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 防災安全部防災対策課

T253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111 (代表)

FAX 0467-82-1540

ホームページ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp
携帯サイト
http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/

携帯サイト QRコード

